

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	2
○令和3年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等 (土木政策課)	2
○令和3年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等 (〃)	3
○道路の区域変更 (5件) (道路課)	5
○道路の供用開始 (3件) (〃)	6
◎告示 (港湾施設の概要)の一部改正 (港湾・海岸課)	7
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	7
正 誤	
◎正誤 (平29・10・13付け 目次)	8

## 規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県規則第9号

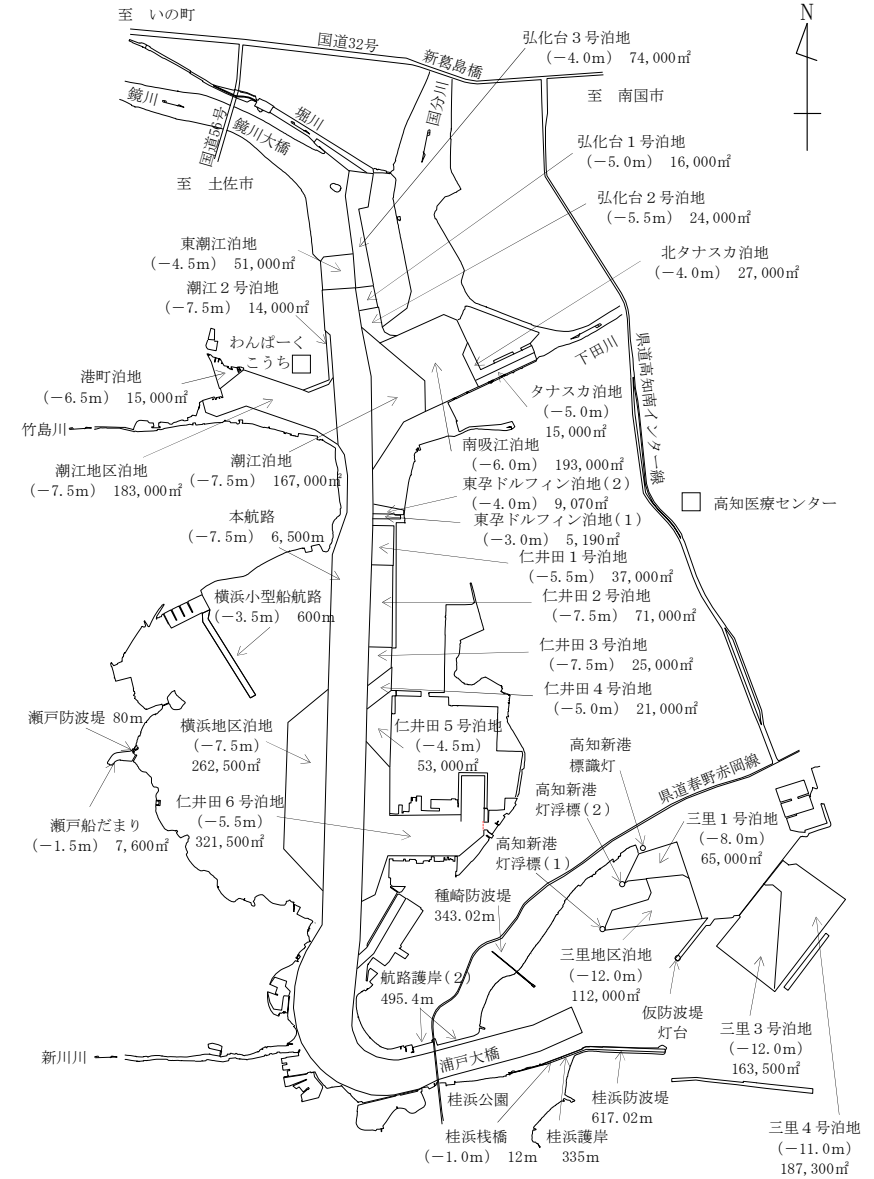
#### 高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則 (昭和29年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第2の別図1を次のように改める。

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

別図1 高知港航路等の区域図



備考 航路護岸(2)は、国との港湾施設管理委託契約における航路護岸◎を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第143号

令和3年1月高知県告示第13号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和3年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 所在不明の森林所有者
  - (1)ア 登記簿記載の住所  
石川県金沢市泉野町二丁目8番6号
    - イ 氏名  
八井田 実
  - (2)ア 登記簿記載の住所  
東京都世田谷区上野毛一丁目22番11号
    - イ 氏名  
八井田 眞
  - (3)ア 登記簿記載の住所  
高知市棧橋通一丁目35番地2
    - イ 氏名  
西田 元彦
  - (4)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡蓮池村688番地
    - イ 氏名  
市村 定善
  - (5)ア 登記簿記載の住所  
高知市片町13番地
    - イ 氏名  
中谷 健
  - (6)ア 登記簿記載の住所  
南国市岡豊町吉田155番地
    - イ 氏名  
西田 元彦
  - (7)ア 登記簿記載の住所  
横浜市緑区美しが丘一丁目21番地
    - イ 氏名  
八井田 眞
  - (8)ア 登記簿記載の住所  
南国市岡豊町中島1294番地2
    - イ 氏名

- (9)ア 登記簿記載の住所  
福井市西宝永町二丁目504番地
    - イ 氏名  
小幡 治和
  - (10)ア 登記簿記載の住所  
群馬県藤岡市上戸塚21番地13
    - イ 氏名  
糸川 恵子
  - (11)ア 登記簿記載の住所  
東京都目黒区東山二丁目9番24号
    - イ 氏名  
小幡 治和
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和42年11月農林省告示第1723号
  - (2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第144号
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。
- 令和3年3月5日
- 高知県知事 濱田 省司
- 1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等
    - (1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。）をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。  
なお、資格審査による格付は、行わない。
    - ア 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許

- 可を受けていない者
- イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（県内に従たる営業所を有する者）にあっては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。）又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。
  - ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
  - エ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - オ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - カ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
    - (ア) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - (イ) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
    - (ウ) 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの
    - (エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
    - (オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
    - (カ) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
    - (キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
    - (ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
    - (ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

<p>(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの</p> <p>キ 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者(建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。)(当該届出の義務がある者に限る。)</p> <p>(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条</p> <p>(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条</p> <p>(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。</p> <p>ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの</p> <p>イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合</p> <p>ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合</p> <p>エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合</p> <p>オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した(会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。)場合</p> <p>カ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合を設立した場合</p> <p>(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。</p> <p>2 資格審査の申請の方法 資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類(以下「添付書類」という。)を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 申請書等に使用する言語 申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>4 申請書の変更の届出 申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届(様式は、任意とする。)を直ちに知事に提出しな</p>	<p>ければならない。</p> <p>(1) 営業所の名称又は所在地</p> <p>(2) 商号又は名称</p> <p>(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項</p> <p>5 資格の取消し 知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のA及びウからキまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(3) その資格を辞退したとき。</p> <p>6 資格の再審査 次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。</p> <p>(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続</p> <p>(1) 資格の有効期間 資格者登録名簿に登録された日から令和4年3月31日までとする。</p> <p>(2) 資格の有効期間の更新手続 (1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、令和4年3月中に令和4年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。</p> <p>8 その他 平成16年8月高知県告示第543号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱)、平成17年7月高知県告示第538号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成18年8月高知県告示第556号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成19年8月高知県告示第492号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成22年9月高知県告示第522号(高知県建設工事競争入札参加資格審</p>	<p>査要綱の一部改正)、平成23年9月高知県告示第642号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成26年9月高知県告示第525号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)及び平成29年3月高知県告示第163号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)若しくは平成18年12月高知県告示第771号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱)、平成19年11月高知県告示第727号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)、平成23年12月高知県告示第798号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)、平成26年12月高知県告示第678号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)及び平成29年3月高知県告示第164号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は令和2年3月高知県告示第116号(令和2年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等)に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から令和4年3月31日までとする。</p> <p><b>高知県告示第145号</b> 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約(同令第2条第4号に規定する特定役務のうち同号イに規定する建設工事に係る役務の調達のため締結される契約を除く。)に該当するものに係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。</p> <p>令和3年3月5日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等</p> <p>(1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)をし、高知県測量、建設コンサルタント等一般競争入札参加資格者登録名簿(以下「資格者登録名簿」という。)への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による一般競争入札参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタン</p>
---	---	---

ト等業務) (以下「申請書」という。)を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

ア 資格審査を申請する業務について、法律上必要な資格を受けていない者

イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税(県内に従たる営業所を有する者にあつては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所の課した県税を含む。)又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。

ウ 測量業務にあつては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の登録を受けていない者

エ 土木関係建設コンサルタント業務にあつては、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号)第2条第1項の登録を受けていない者

オ 建築関係コンサルタント業務にあつては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の登録を受けていない者

カ 地質調査業務にあつては、地質調査業者登録規程(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条第1項の登録を受けていない者

キ 補償コンサルタント業務にあつては、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の登録を受けていない者

ク 土木関係その他業務のうち環境調査業務及び水質等分析業務にあつては、計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けていない者

ケ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

コ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

サ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者

シ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者  
(ア) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(ウ) 役員等(法人にあつては代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の

業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)が暴力団員等に該当するもの

(エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(カ) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。

ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの

イ 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合

ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合

エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合

オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した(会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。)場合

カ 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合を設立した場合

(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

## 2 資格審査の申請の方法

資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類(以下「添付書類」という。)を知事に提出しなければならない。

## 3 申請書等に使用する言語

申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

## 4 申請書の変更の届出

申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届(様式は、任意とする。)を直ちに知事に提出しなければならない。

(1) 営業所の名称又は所在地

(2) 商号又は名称

(3) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

## 5 資格の取消し

知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のA及びウからシまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(3) その資格を辞退したとき。

## 6 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生手続開始の申立てを行った者

(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てを行った者

## 7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続

(1) 資格の有効期間  
資格者登録名簿に登録された日から令和4年3月31日までとする。

(2) 資格の有効期間の更新手続

(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、令和4年3月中に令和4年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。

8 その他

平成18年12月高知県告示第772号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第728号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年12月高知県告示第799号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成24年12月高知県告示第763号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び平成29年3月高知県告示第165号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者又は令和2年3月高知県告示第117号（令和2年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から令和4年3月31日までとする。

**高知県告示第146号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町根須字西ナ田690番地先か	前	16.1 }	37
		25.9	

ら			
香美市香北町根須字大田西1471番まで	後	19.8 }	37
		27.7	

**高知県告示第147号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市桑田山字小濱谷乙586番16から須崎市桑田山字小濱谷乙2445番8まで	前	35.6 }	78
	後	31.1 }	78
		44.6	

**高知県告示第148号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町出井字大平山462番5から	前	4.2 }	968
		30.2	

宿毛市橋上町出井字火打山335番2まで	後	10.6 }	962
		42.4	

**高知県告示第149号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈比賀川北
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市川北字内野甲5892番2から安芸市川北字加増家甲3304番1まで	前	3.6 }	153
		14.1	
安芸市川北字加増家甲3312番2から安芸市川北字加増家甲5885番1まで	後	8.1 }	153
		38.8	
安芸市奈比賀字ダケ111番9から安芸市奈比賀字ダケ111番5まで	前	5.1 }	191
		19.1	
	後	11.7 }	191
		38.5	

**高知県告示第150号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 磯谷本山

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町上関字 ミナミ甲106番1から	前	3.7	165
		9.3	
長岡郡本山町上関字 ミナミ甲71番1まで	後	6.0	165
		9.3	

高知県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村久江ノ上字市ノ上418番1から 安芸郡北川村久江ノ上字シタダン161番1まで	10	令和3年3月5日

高知県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 磯谷本山
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

長岡郡本山町上関字ミナミ 甲106番1から 長岡郡本山町上関字ミナミ 甲71番1まで	165	令和3年3月5日
---	-----	----------

高知県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
室戸市佐喜浜町字檜山3590番3から 室戸市佐喜浜町字檜山3577番2まで	160	令和3年3月5日

## 高知県告示第154号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

令和3年3月5日

高知県知事 濱田 省司

表の高知港の係留施設の項中

「

高知市浦戸字赤田地先	浦戸西係船 くい（使用 禁止）	延長53m 水深3.0m	別図10
------------	-----------------------	-----------------	------

」

を

「

高知市浦戸字赤田地先	浦戸西係船 くい（使用 禁止）	延長53m 水深3.0m	別図10
高知市浦戸字北河原地 先	桂浜栈橋	延長12m 水深1.0m	別図1

」

に改める。

-----  
人 事 委 員 会 告 示  
-----

## 高知県人事委員会告示第1号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年3月23日から施行する。

令和3年3月5日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の6級の警察の項中「会計監査室長」を削る。

別表第2の6級の項中「機動捜査隊長」を削り、同表の7級の項中

「公安委員会事務室長」

を

「公安委員会事務室長  
会計監査室長」

に、

「検視官」

を

「検視官  
機動捜査隊長」

に改める。

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平29・10・13	号外33	目次	1	左 (27・28)	㊤高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託	㊤高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託